

# **あいち多文化共生推進プラン**

**2013-2017**

**重点項目施策等の評価**

「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」では、プランに掲げる施策が着実に実施されているかを第三者によって評価を受けることとしており、毎年度、「あいち多文化共生推進会議」を開催し、プランの各施策の中でも特に重要な 10 の重点施策について委員から評価を受けています。

最終年度である平成 29 年度（2017 年度）は、総括として、これまでの評価をまとめ、次期プランへつないでいくための方向を示しました。

注 1) 【第三者評価】の年度は、あいち多文化共生推進会議を開催した年度であり、前年度までの状況の評価である。

注 2) 第三者評価に対する対応等の各項目の〈 〉内の番号は、【第三者評価】の番号である。

## 重点項目施策 I

関係部局からなるプロジェクトチームを設置し、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施します

「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 26 年度に外国人県民の子どもたちの教育に関する庁内関係課室で構成されるプロジェクトチーム（以下、「PT」）を設置した。

### 【第三者評価】

#### 平成 26 年度

- ① PT の設置により教育関係者に多文化共生に関する課題の解決必要性をより強く認識してもらうことで、現状改善につなげることが求められる。
- ② PT では制度的な課題と取組的な課題を分けて考える必要がある。制度的対応が難しい場合でも取組として何かできることを話し合い、目標とすべき状態へ前進する必要がある。また、見直しを検討する際には NPO や市町村教委等も関わる形が良い。
- ③ PT における検討課題に対しては以下の視点が必要と考える。
  - ・外国人にも日本人と同じ教育環境を保障する視点が重要。
  - ・教育現場の負担を考え、教委や教員にメリットが感じられる課題から検討をすると良く、他団体の先行事例を参考にすべき。
  - ・基礎学力の不足により高校に入学しても退学する外国人生徒がいるため、学び直しができる仕組みの検討が必要。
  - ・外国人生徒等の高校入学選抜は、制度創設から時間が経過しており、現状を基に見直しが必要。
  - ・外国人児童生徒が学校を辞めた際の情報共有や継続して教育を受けることができる仕組みが必要。特に市町村域を超えて移動した児童生徒について県が果たすべき役割は大きい。

#### 平成 27 年度

- ④ 「日本語指導を必要とする外国人児童生徒数」が突出して全国最多となるなど、外国人県民の子どもたちに対する日本語教育には様々な課題がある。
- ⑤ 日本語教育の二ーズは、外国人県民の中でも若い世代の方が高い。彼らに対し日本語や教科学習をしっかりと行い、将来の社会的地位を高めていくことが大切。

#### 平成 28 年度

- ⑥ 乳幼児期の言語環境の整備は重要である。
- ⑦ 高校進学は依然としてハードルが高い状況であるので、どのような課題があるのかを把握し、対処してもらいたい。
- ⑧ 育成した日本語学習支援ボランティアの人材を紹介する仕組みを作ってもらいたい。
- ⑨ 特に大学生を地域に派遣し、子どもたちの教室等で活躍してもらえると、お互いにとってプラスの効果がある。

#### 平成 29 年度

- ⑩ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会均等法）」を踏まえた対応をしてほしい。
- ⑪ 外国人学校が健康診断を行えるようにしてほしい。また、健康診断に対する親の理解が足りないため、ブラジル人学校だけでなく、朝鮮人学校なども含め、子どもの健康の必要性について県として取り組んでほしい。

### 第三者評価に対する対応等

- ・26年度に設置したものの、27年度は「あいち外国人の日本語教育推進会議」に「こども部会」を設けたことから休止したが、28年度は「こども部会」に加え改めてPTも実施。PTの実施により、関係者間で課題の解決必要性の共通認識を持つとともに、外部有識者を交えた「こども部会」と混ぜることによって、制度的な課題と取組的な課題を分けて話し合うことができた。<①②>
- ・「教育環境の保障」「高校入学後の退学」「高校入学選抜」「高校進学」「継続した教育」といった課題は依然としてあり、「日本語指導を必要とする外国人児童生徒数」は依然として全国最多であるため、これらの課題について引き続き検討していく。<③④⑦>
- ・市町村域を超えて行う不就学等の外国人児童に対する日本語学習支援団体への補助制度（「外国人児童生徒日本語教育支援補助金」）を平成27年度に創設するとともに、20年度に地元経済界、企業等と協力して造成した「日本語学習支援基金」を平成28年度に再造成した。また、27年度から、「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」を実施するなど、子どもの日本語教育については、積極的に取り組んでいる。<⑤>
- ・乳幼児期の言語環境整備は、就学前の5歳児を対象とした幼児向け日本語学習教材と保護者向けの「小学校入学への手引」を作成したり、就学前の日本語学習の重要性を周知するため、市町村に対してプレスクール説明会を開催した。また、乳幼児期の言語習得に必要な事項について、有識者等による検討会議で協議した結果を踏まえ、モデル事業を実施し、平成29年度はそれを発展させ、「多文化子育てサークル」により、さらに広めていく。<⑥>
- ・ボランティアの育成については、平成27年度から愛知県国際交流への補助という形で行っているが、そうしたボランティアや大学生とのマッチングについて検討していく。<⑧⑨>
- ・教育機会均等法は、詳細がわかっていないが、趣旨を踏まえて対応を検討していく。<⑩>
- ・ブラジル人学校の詳細調査を行い、ブラジル総領事館と情報交換した結果、フェイスブック等で保護者に対し、健康診断の必要性等について注意喚起してくれることとなった。また、ブラジル人学校にも働きかけてくれることとなった。<⑪>

### 次期プランに向けての方向

- ・プロジェクトチームは引き続き実施していく。
- ・「教育環境の保障」「高校入学後の退学」「高校入学選抜」「高校進学」「継続した教育」といった課題は、残された課題として明記し、対応策を検討していく。
- ・子どもの日本語教育や乳幼児期からの言語環境整備については引き続き取り組んでいく。特に「プレスクール」と「多文化子育てサークル」は重点的に取り組んでいく。
- ・ボランティアとのマッチングの仕組みもつくっていく。
- ・教育機会均等法の趣旨を踏まえて対応を検討する。
- ・外国人学校で健康診断を行うことができるように検討し、保護者の理解も得られるようにしていく。

## 重点項目施策Ⅱ

専門機関などと連携して、地域の日本語教育に関する実態調査を行い、県としての日本語教育に関する指針を策定し、普及していきます

### 「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 25 年度に、県内の日本語教育の実態調査を踏まえ、地域の日本語教育の指針となる「愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」（以下、「あり方」）を作成した。また、「あり方」で示された地域の日本語教室の活動のヒントとなるハンドブックも作成した。さらに、「あり方」に基づき、地域の日本語教育に係る機関・団体で構成される日本語教育推進会議も設置した。

#### 【第三者評価】

##### 平成 26 年度

- ① 地域の日本語教室はボランティアにより運営されるものも多く、「あり方」が求める多文化共生等の社会的課題を意識した運営を行っている団体は少ないため、ハンドブックによりこうした視点を促進することが必要。
- ② ハンドブックは、教室運営者のためになる話の中に、多文化共生の課題がコラムのように気軽に読める形式で掲載することで、社会的課題を意識してもらおう仕掛けがあると効果的。

##### 平成 27 年度

- ③ ハンドブックの普及を通じて、多文化共生の地域づくりに向けた日本語教室の発展へとつなげていく必要がある。
- ④ 外国人県民に日本語教室を広報するには市役所等の相談窓口で口頭で伝えることが最も効果的。
- ⑤ 日本語教育を推進するためには、コーディネーターと日本語をしっかりと教えられる人材が必要だが、ボランティアベースでは限界がある。

##### 平成 28 年度

- ⑥ 人材の育成に加え、人材を活用する場所とのマッチングが重要であるので、県が関係部署と連携して取り組んでもらいたい。
- ⑦ 漫然とした体験型の日本語教室ではなく、日本語を学ぶための目的意識づくりを大切にもらい、学習意欲がわくような仕組みを作ってもらいたい。

##### 平成 29 年度

- ⑧ 日本語教育推進議連と連携し、県としても働きかけをしてほしい。
- ⑨ 現在、地域の日本語教室は技能実習生の対応で大変な状況である。義務付けされている 120 時間を超えた日本語教育について検討してほしい。
- ⑩ 就労につながるような日本語教室をやろうとしても難しい状況にある。就労につなげるためには、まず企業とのつながりが必要であり、その旗振り役を県にやってほしい。
- ⑪ 日本語教室の空白地域があるが、日本語教室のない市町村がいきなりやろうと思っても難しいので、県がコーディネーター的な役割を果たしてほしい。
- ⑫ 「あり方」で開催することになっている日本語教育実務者会議も開催してほしい。

#### 第三者評価に対する対応等

- ・平成 26 年度に地域の日本語教室の活動の運営の参考となる「あいち地域日本語教室ハンドブック「つなげる ひろがる」」を作成した。〈①②③〉

- ・平成 28 年度に日本語教育担当者市町村会議を開催し、市町村の日本語教室に対する意識の向上に努めた。〈④〉
- ・平成 28 年度に文化庁の「地域日本語教育コーディネーター研修」や都道府県・市区町村担当者会議に職員を参加させ、コーディネーターとしての人材育成につとめた。平成 29 年度も会議等に参加させていく。〈⑤⑩〉
- ・マッチングについては、子どもの日本語教育と同様、検討していく。〈⑥〉
- ・「就労につながる日本語教室」のニーズ調査を行うとともに、初期日本語教室の設置に向けて検討を行う。〈⑦〉
- ・日本語教育議連の動きを把握していく。〈⑧〉
- ・日本語教室における技能実習生の実態を把握し、対応を検討していく。〈⑨〉
- ・就労につながる日本語教室の外国人側と企業側のニーズ調査を行う。〈⑩〉
- ・日本語教室の運営などに携わる実務者間の意見交換や情報交換をする場の検討を行う。〈⑫〉

### 次期プランに向けての方向

- ・地域の日本語教育に関係する機関・団体で構成される日本語教育推進会議は全国的にもあまりない取組であり、貴重な場であることから、引き続き実施していく。
- ・日本語教室のネットワーク組織等と連携して「あり方」やハンドブックの普及に努める。
- ・市町村の理解を深めるため、日本語教育担当者市町村会議を引き続き開催する。
- ・日本語担当となった職員を日本語教育関係の研修や会議に積極的に参加させ、コーディネーター的な役割を果たせるようにする。
- ・就労につながる日本語教室も地域の日本語教室の一つのあり方として提示していく。
- ・初期日本語教室をモデル的に実施する。
- ・国の動きを注視するとともに、国の会議に参加したり要望を行うことにより、自治体の立場から意見を言っていく。
- ・技能実習生に対する地域の日本語教室のあり方について検討する。
- ・日本語教室間で意見交換や情報交換をする場を設ける。

### 重点項目施策Ⅲ

協働ロードマップに沿って、多文化共生分野と他分野の行政及び NPO の協働を推進します

「目標とする状態」達成状況：△一部達成

平成 25 年度に NPO と行政の地域円卓会議において、「防災・減災」「情報提供」「起業」をテーマに開催。愛知県国際交流協会において「外国人住民のための起業相談会」を開催。26 年度は「災害多言語支援センター」の設置に向け、NPO 等が参画する検討会議を開催した。平成 29 年度は共同ロードマップを一緒に作成した団体から外国人高校生のインターンシップの受入を実施予定。

【第三者評価】

平成 26 年度

- ① 平成 24 年度・25 年度で構築された NPO や担当部局との関係を活用し、実際の施策へ反映させることが重要。

② 目指すべき状態に向け、単なる県への要望ではなく協働の場にする必要がある。

#### 平成 27 年度

③ 「防災」や「日本語教育」に限らず、多文化共生の地域づくりに向けた施策を効果的に行うためには、他分野の行政との連携及び NPO との協働の推進が重要。

④ 「災害多言語支援センター」による支援活動は、多様な関係機関の協力が必須であることから、仕組みを策定する段階から、関係機関の意見を踏まえていく必要がある。

#### 第三者評価に対する対応等

・円卓会議は定期的を開催することにより協働が推進されるが、平成 25 年度以降開催されていない。協働ロードマップに記載された一部のみ実現した。〈①②〉

・平成 28 年度は、多文化共生分野と他分野との連携を視野に入れたフォーラムを開催し、平成 29 年度も他分野との連携が必要であることを理解してもらえるようなフォーラムを開催する予定。〈③〉

・27 年度は、NPO 等が参画する検討会議を開催し、災害時に市町村が必要とする支援等について検討を行った。平成 28 年度は、引き続き、「災害多言語支援センター」の設置運営に関する検討会議を開催し、災害分野で活躍する NPO 団体や他分野の行政団体（防災担当部署等）等、様々な担い手と連携して、今後の事業の検討を行った。〈④〉

#### 次期プランに向けての方向

・次期プランにおいて他分野との連携は重要な柱であることから、プラン策定後も市内での連絡会議を開催する。

・他分野の事業の多言語化や関係機関・NPO との関係構築に努める。

#### 重点項目施策Ⅳ

「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営などに関わる場となるよう機能を強化します

#### 「目標とする状態」達成状況：△一部達成

平成 25 年度、26 年度は、会議を単なる話し合いの場だけでなく、その内容等を動画として取りまとめ、多言語で発信した。27 年度は、会議の意見が施策に反映されるよう、会議のあり方を見直し、過去の「外国人県民あいち会議」の委員経験者や関係機関から推薦された人に委員を委嘱した。28 年度は、行政が意見を聞くだけでなく、一般の方に直接聞いてもらうため、トーク形式にした。また、8,000 人（有効回答者数 2,603 人）の外国人県民に対してアンケート調査をすることにより、多くの意見を聞くことができた。

#### 【第三者評価】

#### 平成 26 年度

① 会議意見を具体的な施策により反映されるよう運営することが必要。

② 会議の運営にあたっては、日本語が十分でない外国人県民にも参加機会が保障される運営とすることが必要。

③ 目指すべき状態となるよう、外国人県民の自立的な活動を促進する運営方法を盛り込むこと

が必要。

#### 平成 27 年度

- ④ 外国人県民の意見を具体的な施策へ反映するという「外国人県民あいち会議」の目的を達成するために、会議のあり方、委員の選定、運営等について再考し、改善していくことが必要。
- ⑤ 会議の成果の施策への反映には、会議のファシリテーションが非常に重要。また、構成員も全員が公募である必要はなく、知識や経験を有する方を委員とすることも必要。
- ⑥ 会議のテーマは、多文化共生分野に限らず、幅広い分野から考えていくことも効果的。
- ⑦ 公募委員による会議と知識や経験が豊富な方を委員とする会議の2段階で行うことにより、外国人視点の課題を取捨選択し、施策を練り上げていく方法も考えられる。

#### 平成 29 年度

- ⑧ 会議で提案されたことの何ができて何ができなかったかを評価していかないと委員はなんのため場かわからなくなってしまう。意見を吸い上げる仕組みを検討してほしい。

#### 第三者評価に対する対応等

- ・毎年度、あり方を見直し、一般の方にも内容が伝わるよう、委員の体験を発信したり、防災啓発動画を作成することにより、外国人県民の意見を周知する場とすることができたが、直接運営に関わったり、意見を施策に反映させる場とはなっていない。〈①②③④⑧〉
- ・平成 27 年度は、これまで委員をやっていた方を中心に委員を選定、28 年度は外部に委員の選定をお願いした。また、ファシリテーションを外部にお願いすることにより会議を活性化することができた。〈⑤⑥⑦〉

#### 次期プランに向けての方向

- ・「外国人県民あいち会議」は、今後も、行政が当事者の意見を聞く貴重な機会として継続し、会議での提案がどの程度反映されたかを毎年度検証していく。
- ・外国人県民を職員とすることにより、施策の立案・検討・運営に関われるようにする。
- ・在名古屋ブラジル総領事館と連携することにより、外国人県民の意見を聞いたり、本県の施策を説明する中で、一緒に施策を検討していく。

#### 重点項目施策V

学生の多文化共生に関する活動や外国人青少年の社会貢献活動を促進します

#### 「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 25 年度、26 年度に多文化共生に関わる学生や青少年が交流する交流会を開催した（25 年度：愛知淑徳大学、26 年度：中京大学）。27 年度は多文化共生フォーラムにおいて、多文化共生に関わる学生や青少年の団体をパネリストとして招き、活動を発表する場を設けた。また、大学の講義へ職員を派遣したり、学生の研究のためのヒアリングに積極的に応じることで、学生の多文化共生に対する理解と認識を深めた。

#### 【第三者評価】

#### 平成 26 年度

- ① 前年度に実施した交流会参加者と連携を図るなど、担い手の裾野が拡大するよう事業を実施

されたい。

- ② 外国人県民の自立的な活動を促進する運営方法を盛り込むことが必要。

#### 平成 27 年度

- ③ 現状では、既に活動をしている方々へのアプローチにとどまっており、新たな担い手の創出までには至っていない。
- ④ 担い手の裾野を拡大するためには、青少年等の多文化共生に関する活動を、より多くの方々に知っていただく工夫が必要。例えば、様々な広報媒体で取り上げていただくことやWEBに動画を投稿する等により関心層ではない方も自然に見られるようにすることが重要。また、当事者である外国人県民に届くことも意識すべき。
- ⑤ 活動発表に限らず、提言を行ってもらうことも良いと考えられる。
- ⑥ 大学に進学した外国人県民と子育てを行っている保護者との出会いの場を設け、保護者に対し子育てへの刺激を与えることもニーズがあると考えられる。

#### 平成 28 年度

- ⑦ 「学生や外国人青少年が様々な担い手と交流する場を設ける」というのは非常に重要なことである。
- ⑧ 第二世代や外国にルーツを持つ若い世代と、社会人世代を結びつけたり、子どもの将来に悩む保護者と大学生等との交流の機会を作ることは、お互いにとって、よい効果をもたらす。子どもにとってのロールモデルとなり、学生側にとってもエンパワメントとなる。ぜひ力点を置いて進めてもらいたい。
- ⑨ 大学では地域連携が求められてきているので、地域と大学とをうまく結びつけて、連携した取り組みをすすめてもらいたい。

#### 平成 29 年度

- ⑩ 27年度以降、交流会が行われていないのは非常に残念である。ぜひ再開してほしい。
- ⑪ 県立大学の多文化に関する関わりが少ない。県立大学の多文化への活用を考えてほしい。
- ⑫ 担い手という意味では、行政職員に対して会議で情報提供するだけでなく、研修も実施してほしい。

#### 第三者評価に対する対応等

- ・裾野を広げるためのアプローチや学生等の活動のPRに関しては不十分なままである。平成 29 年度は、外国人県民あいち会議において、外国人青少年を中心に意見を聞くこととする。〈①②③④⑤⑥⑦⑩〉
- ・外国人青少年と子育て中の保護者、若い世代と社会人世代を結びつけることもできておらず、大学との連携もまだこれからの状況である。〈⑧⑨〉
- ・県立大学の役割を検討していく。〈⑪〉
- ・平成 29 年度の市町村会議に研修的な内容を盛り込んでいく。〈⑫〉

#### 次期プランに向けての方向

- ・次期プランにおいて、学生や外国人青少年の活躍は重要な柱であり、内容を充実させ、交流会の実施を明文化する。
- ・県立大学の多文化共生に対する役割について明文化する。
- ・出前講座を行ったりインターンシップを受け入れることにより、直接、学生へ働きかけていく。
- ・大学との連携を図るために、多文化共生に取り組んでいるゼミや研究室レベルでのネットワーク化や交流を図るとともに、第二世代や社会人世代のネットワーク化も図る。また、それらネットワークと「多文化子育てサークル」をつなげる等の試みを行っていく。
- ・市町村「会議」を「研修」とし、多文化共生意識を持った行政職員を育成する。

## 重点項目施策VI

多文化共生月間を制定します

「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 25 年度に、都道府県レベルでは初となる多文化共生月間（11 月）を制定した。多文化共生月間には、知事メッセージの発信、多文化共生フォーラムの開催等、多文化共生に関する基本理念の普及啓発活動を集中的に行い、多文化共生に対する県民の理解を深めるよう努めている。

【第三者評価】

平成 26 年度

- ① 月間の制定は終えたが、目指すべき状態がイメージしやすいよう、具体的な指標とそれが実現したときの社会のイメージ像等を示すなど、情報の発信方法に工夫が必要。
- ② 昨年度制定した多文化共生ロゴマークをチラシに統一的に入れる、メディアミックスを活用するなど、月間の浸透を図っていくことが必要。

平成 27 年度

- ③ より多くの方々に多文化共生の地域づくりに関する啓発を行うためには、多文化共生フォーラム等の事業を効果的に実施する必要がある。
- ④ 「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」や「作文コンクール」への応募を増やすためには、学校等の関係機関との連携を促進することも必要。
- ⑤ 外国人県民に参加してもらうためには、当事者にメリットがある企画を行い、そこから関心層を広げていく仕掛けづくりが必要。また、チラシや当日の進行、記録などを多言語で行うことも検討すべき。

平成 28 年度

- ⑥ 住民の高齢化が進んでいる地区もあるので、インターネットを通じた啓発だけでなく、高齢者世代を意識した PR も考えてもらえるとうい。

平成 29 年度

- ⑦ 多文化共生月間関連イベントになると記者発表されたり市町村へ周知がされるといったメリットをアピールするとよい。また、関連イベントのアンケート項目に何を見てきたかを入れてもらい効果を測定できるとよい。
- ⑧ 多文化共生の立場から、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組んでほしい。

第三者評価に対する対応等

- ・具体的な指標や社会のイメージ像等を示すことはできなかったが、ロゴマークは比較的使用されている。また、フェイスブックを平成 28 年 4 月から開設し、月間の浸透も図っている。〈①②〉
- ・多文化共生フォーラムは、新しい切り口となるよう、毎回、工夫して実施している。〈③〉
- ・作文コンクール等は、校長会や教育委員会の会議等、各種機会を捉えて応募を呼び掛けている。〈④〉
- ・多文化共生フォーラムは、日本人向けか当事者向けかで内容が変わってきてしまうが、現状は、日本人の理解促進に目的をしばって実施している。〈⑤〉
- ・チラシを刷り、図書館等でも配布して、高齢者世代にも PR を図っている。〈⑥〉
- ・平成 29 年度は、イベントを募集する側に対して積極的にアピールするとともに、関連イベ

- ントの記者発表や市町村への周知をする。〈⑦〉  
・SDGsを意識した取組は行っていない。〈⑧〉

### 次期プランに向けての方向

- ・次期プランにおいて、日本人への意識啓発は重要な柱であるため、多文化共生月間の普及啓発に努めていくとともに、月間以外の市町村やNPOのイベント等の情報についてもインターネットやフェイスブック等を通じて積極的に情報発信していく。
- ・参考資料等においてプランの施策とSDGsの目標(1,3,4,5,8,10,11,12,16,17)を関連づける。

### 重点項目施策Ⅶ

あいち医療通訳システムの普及を図り、その対象を福祉分野へも拡大します

「目標とする状態」達成状況：△一部達成

「あいち医療通訳システム」の利用件数は年々2~3割ずつ増えており、平成28年度は派遣件数で1,279件と初めて千件を超え、電話通訳等も含むと1,899件となり、順調に伸びている。また、平成28年度は、通訳者の質の向上を目指し、フォローアップ研修を年3回開催した。福祉分野への拡大は平成29年度に検討を開始する。

#### 【第三者評価】

##### 平成26年度

- ① 福祉分野への拡大には、福祉分野について理解する通訳者を養成することの他に、福祉分野で活動する人達に本システムを周知し、活用を働きかけることも必要。
- ② 国は拠点病院に医療通訳を配置し近隣医療機関への派遣を行う予定であるため、国の動向を見極めて運営することが必要。

##### 平成27年度

- ③ 通訳者のスキルアップを図るフォローアップについては、定期的を実施していく必要がある。
- ④ 国は拠点病院への医療通訳の配置及び近隣医療機関への派遣に取り組んでいるが、その動向を注視していく必要がある。
- ⑤ 福祉分野への拡大については、地域のニーズや通訳者に必要な資質等について関係機関と協議を行っていく必要がある。

##### 平成28年度

- ⑥ 医療機関を回る等、効果のある広報活動を行ってほしい。
- ⑦ 利用数を増やすこと以外に、通訳者と利用者のマッチングにも気を配り、質的な向上も目指してほしい。
- ⑧ 福祉分野への拡大について、介護サービス中だけでなく、契約や認定の段階等介護サービスの周辺での需要も考えながら将来に向けた取り組みを行ってほしい。
- ⑨ 子どもの発達障害の問題にも目を向けて、対応できるようにしてほしい。

##### 平成29年度

- ⑩ 福祉分野への拡大はぜひ行ってほしい。

### 第三者評価に対する対応等

- ・福祉分野への拡大は、介護通訳を始めたNPOがあるため、平成29年度に、その状況やニーズ、通訳に必要な資質等についてヒアリングを行い、検討を進める。また、発達障害の通訳も専門性が高いが、民間で研究を進めていく動きがあるので、県としても積極的に関わっていく。  
<①⑤⑧⑨⑩>
- ・国の対象としている患者と本システムの対象は異なっているが、影響は少なからずあると考えられるので、その動向を注視していく。<②④>
- ・通訳者のスキルアップや適切なマッチング、医療機関への広報については引き続き改善に努めていく。<③⑥⑦>

### 次期プランに向けての方向

- ・次期プランは、ライフサイクルに応じた支援が重要な柱となるが、医療通訳は、全世代を通じて必要であり、継続的な支援には欠かせないものであり、さらなる充実に努める。
- ・外国人の高齢者問題や子どもの発達障害といった新たな課題に対応するためには福祉分野への拡大は必須であり、実施に向けての検討を行う。

### 重点項目施策Ⅷ

企業の社会的責任を果たすため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者の適正雇用を推進します

#### 「目標とする状態」達成状況：○達成

憲章の趣旨を東海4県1市の企業に周知するために、毎年2回セミナーを開催している。

- ①県主催セミナー（名古屋市と共催）
- ②4県1市主催セミナー

#### 【第三者評価】

##### 平成26年度

- ① 労働年齢に達しつつある外国人労働者の子弟の雇用を考えることは、彼らの社会における場づくりにつながる。憲章理念の理解促進や目指すべき状態の達成には、彼らの雇用問題を今以上に意識する必要がある。
- ② 憲章内容の周知に留まらず、同質的な人材により構成される組織を好む経営者に対して、外国人を含む人材の多様化の必要性和経営上の効果を感じさせる仕掛けが必要。
- ③ 外国人労働者の受入れを拡大する方向で国の議論が進んでいるため、憲章理念の企業への一層の理解促進を図る必要がある。

##### 平成27年度

- ④ 国は外国人労働者の受入れを拡大する方向で検討を進めていることから、憲章理念の企業への理解促進を図る必要性がますます高まっている。
- ⑤ 憲章内容の周知だけでなく、企業の参加意欲を高めるセミナーとするよう引き続き工夫が必要。
- ⑥ 国に対し、労働関係法令の遵守の徹底など、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組を進めるよう強かに提言し続けることが重要。

## 平成 29 年度

- ⑦ 憲章の普及には罰則等の仕掛けも必要ではないか。セミナーではなく、憲章のバージョンアップを目的に、経済団体と意見交換をして考える場が必要ではないか。
- ⑧ 愛知労働局と連携して、技能実習生や留学生のアルバイトについて実態を把握してほしい。
- ⑨ 外国人県民を対象とした職業訓練はとてよいので関係部局と連携して充実させてほしい。

## 第三者評価に対する対応等

- ・ 憲章の普及だけでなく、雇用問題に取り組むために、平成 29 年度は、「就労につながる日本語教室」のニーズ調査を行う。〈①〉
- ・ 平成 28 年度は多くの企業へヒアリングを行い、憲章の趣旨に沿った企業に報告を行ってもらい、参加者の評判も良かった。〈②③④⑤〉
- ・ 国に対しては就労環境の適正化に向けた提言を毎年行っている。〈⑥〉
- ・ 憲章の見直しについて、関係自治体と意見交換を行う。〈⑦〉
- ・ 愛知労働局と情報交換を行う。〈⑧〉

## 次期プランに向けての方向

- ・ 憲章の普及はもちろん、就労にあたって企業の求めるものや日本語力について外国人県民に伝える機会を増やす等、就労に関して新たな取組を行う。
- ・ NPO と連携して、企業にインターンシップの受入を行ってもらい、企業の理解を深める。
- ・ 現状を踏まえて憲章の見直しを行う。
- ・ 国と連携して、技能実習生や留学生の実態を把握する。

## 重点項目施策Ⅸ

大地震などの災害が発生した場合に、災害多言語支援センターを設置します

## 「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 26 年度に「愛知県災害多言語支援センターの運営支援に関する協定」を（公財）愛知県国際交流協会と締結した。

## 【第三者評価】

### 平成 26 年度

- ① 各種学校の認可を受けると、様々な報告義務が発生するものの行政から様々な情報が提供されるため、外国人学校が認可を受ける事は有意義である。一方で、外国人学校は災害時にコミュニティの拠点となった前例があるため、認可を受けていない外国人学校への情報提供についての検討も必要。
- ② 県災害多言語支援センターを仕組みとして定着させるには、県の多文化共生推進室だけでなく防災局や健康福祉部と共に市町村の防災計画に位置づけるよう働きかけるなど、庁内の連携が必要。
- ③ 災害訓練を行い関係機関と共に手順の確認、更新を行い、平時から顔のみえる関係を構築することが必要。

#### 平成 27 年度

- ④ 県災害多言語支援センターの運営を的確に行うため、平時から関係機関との連携を構築するとともに、定期的に防災訓練を実施することが重要。
- ⑤ 災害時の外国人対応について、市町村や国際交流協会等に認識していただく場が必要。

#### 平成 28 年度

- ⑥ 市町村の防災担当者も研修に参加してもらう仕組みがよい。

#### 平成 29 年度

- ⑦ 多言語表示シートを常備するなど避難所の多言語化をしてほしい。
- ⑧ 総務省の災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）の動きにも留意してほしい。

#### 第三者評価に対する対応等

- ・外国人学校への情報提供についての検討は未着手である。〈①〉
- ・平成 28 年度に市町村担当者や国際交流協会の職員等に向けて、災害多言語支援センターの役割や多言語情報翻訳システムの機能を周知するための研修会を開催した。市町村の防災計画への位置づけについてアンケートしたところ 4 6 市町村において在住外国人支援に関して規定されていた。〈②⑤⑥〉
- ・平成 27 年度から、県内市町村と連携し、県災害多言語支援センターの設置運営訓練を行い、センターの運営方法を確認しておくとともに、広域自治体間や県内外の支援協力団体との連携の確立を図っている。〈③④〉
- ・避難所運営マニュアルへの多言語表示シートの常備などの記載を検討。〈⑦〉
- ・災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度に関する検討会議の内容把握に努める。〈⑧〉

#### 次期プランに向けての方向

- ・災害多言語支援センターが有効に機能するよう、災害時ボランティアや連携機関の確保に努める。
- ・市町村研修を充実させ、避難所への多言語表示シートの常備などを働きかける。
- ・災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）に関して記載。

#### 重点項目施策 X

地元自治体や自治会などの関係機関と連携を図り、安全・安心なまちづくりを推進します

#### 「目標とする状態」達成状況：○達成

25 年度に「安全・安心なまちづくりのための『顔のみえる関係』づくり事業」として、豊橋市、豊田市、西尾市において、自治会と外国人の関係構築に関するモデル事業を行った。

#### 【第三者評価】

#### 平成 26 年度

- ① 自治会等の地縁活動団体に対するアプローチは、日ごろから接している市町村を通じて行うと効果的であり、市町村の多文化共生に対する理解を得ることが必要。
- ② 地域活動への参画は外国人に限った問題では無く、日本人の労働年齢人口の参加も必要であ

り、多文化共生の視点だけでなく施策展開が必要。

平成 27 年度

- ③ 在名古屋ブラジル総領事館でもブラジル人県民のための取組を実施しているが、自治体等との連携がなかなかできていないため、総領事館の職員との情報交換の場を設けることも効果的。

平成 28 年度

- ④ 「外国人県民アンケート」について、可能であれば他県の調査と連携し、比較検討ができる資料としてもらいたい。

平成 29 年度

- ⑤ 現場をよく知っている民生児童委員の協力を得るとよい。

#### 第三者評価に対する対応等

- ・市町村多文化共生担当者会議により市町村の多文化共生に対する理解を深めている。また、市町村や自治会の会議や行事に積極的に参加することにより、「顔の見える関係」の構築を図っている。〈①〉
- ・日本人も含めた地域活動への参画については、未着手。〈②〉
- ・在名古屋ブラジル総領事館との情報交換を平成 28 年度から実施している。〈③〉
- ・平成 28 年度に外国人県民アンケートを実施した結果、地域活動へ「ふだんから積極的に参加している」が 16.7%、「ときどき参加している」が 26.7%、合わせて 43.4%となった。また、77.3%が日本人と仲良く「なりたい」と回答。〈④〉
- ・民生児童委員への働きかけを検討する。〈⑤〉

#### 次期プランに向けての方向

- ・引き続き、市町村や自治会の会議や行事に積極的に参加し、県として顔の見える関係づくりの構築に努める。
- ・ブラジル総領事館とも連携を図り、外国人を受け入れる自治会に対する支援も検討していく。また、県営住宅管理室と連携を図り、日本人も含めた施策展開を検討していく。
- ・民生児童委員とも連携していく。